

# 所得・課税証明書のご提出のお願い

授業料免除・徴収猶予申請者対象  
(日本人学生)

春学期に大学独自の授業料免除・徴収猶予を申請した日本国籍の者（外国籍で在留資格が永住者・定住者等の者も含む）は下記書類を必ずご提出ください。

提出物	世帯全員の2025年度（2024年分）所得・課税証明書（コピー不可）		
注意事項	2025年度（2024年分）所得・課税証明書（※注1）に関する注意事項		
	<table border="1"><tr><td data-bbox="418 548 825 804">提出が必要な対象者</td><td data-bbox="839 548 2840 804">独立生計者ではない場合：同一世帯内で、<b>本人・就学者・乳幼児を除いた全員分</b> 独立生計者の場合：同一世帯内で、<b>就学者・乳幼児を除いた全員分（本人・配偶者分含む）</b> ※所得の有無にかかわらず、対象者分は必ず提出してください（専業主婦等で収入が0円の場合や、扶養控除の範囲内の収入の場合でも要提出）。 ※父母や配偶者が学生の場合、就学者であっても提出が必要です。</td></tr></table>	提出が必要な対象者	独立生計者ではない場合：同一世帯内で、 <b>本人・就学者・乳幼児を除いた全員分</b> 独立生計者の場合：同一世帯内で、 <b>就学者・乳幼児を除いた全員分（本人・配偶者分含む）</b> ※所得の有無にかかわらず、対象者分は必ず提出してください（専業主婦等で収入が0円の場合や、扶養控除の範囲内の収入の場合でも要提出）。 ※父母や配偶者が学生の場合、就学者であっても提出が必要です。
	提出が必要な対象者	独立生計者ではない場合：同一世帯内で、 <b>本人・就学者・乳幼児を除いた全員分</b> 独立生計者の場合：同一世帯内で、 <b>就学者・乳幼児を除いた全員分（本人・配偶者分含む）</b> ※所得の有無にかかわらず、対象者分は必ず提出してください（専業主婦等で収入が0円の場合や、扶養控除の範囲内の収入の場合でも要提出）。 ※父母や配偶者が学生の場合、就学者であっても提出が必要です。	
	記載が必要な事項	所得額（収入の種類・内訳・金額）と住民税の課税額（特に市町村民税の所得割額）が記載されている必要があります。市区町村役所には、これらの事項が必ず明記されるように申請してください。（所得額や住民税額が「-」や「*」等の表記のものや、記載が省略されているものは受付できません。）（※注2）	
	書類発行の申請先	2025年1月1日時点で住民票の住所があった市区町村の役所において、2025年6月頃から発行することができます。その後引越等住民票を移した場合は、異動前の市区町村役所で取得してください。（税務署で発行される納税額の証明書では受付できません。）	
所得が無い方の場合	2024年中に所得がなかった方は所得額かつ住民税額が「0円」であることを証明する所得・課税証明書または非課税証明書を提出してください。（※注1）		
<p>※注1 所得・課税証明書の名称は、自治体によって異なる場合があります（「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」「市・県民税課税（非課税）証明書」等）。上表の「記載が必要な事項」が省略されることなく全て掲載されているものを提出ください。</p> <p>※注2 特殊な事情により所得額と住民税額の記載が省略されている、「-」や「*」等の表記の所得・課税証明書しか提出できない、所得・課税証明書が発行できない等の場合には経済支援係にご相談ください。</p>			
提出期間	<p><b>2025年7月1日（火）～8月29日（金）</b>（土日祝および8月12～18日除く）</p> <p>※上記期間内に2025年度（2024年分）の所得・課税証明書が提出されなかった場合、<b>秋学期の大学独自の授業料免除・徴収猶予申請は「辞退」として扱います</b>ので、くれぐれもご注意ください。</p> <p>※秋学期の大学独自の授業料免除・徴収猶予申請を「辞退」する場合、<b>本書類の提出は不要</b>ですので、「辞退」を希望する旨を経済支援係へメールもしくは電話にてご連絡ください。</p>		
提出方法	<p>1.郵送提出 送付宛先：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-8 横浜国立大学 学生支援課経済支援係宛 ※大学からの個別の受領連絡は行いませんので、郵便事故を防ぐため、追跡可能な配達方法（特定記録郵便、簡易書留等）で発送してください。</p> <p>2.窓口提出 学生センター2階 ① 窓口 学生支援課経済支援係</p>		

2025年7月24日 学生支援課経済支援係：045-339-3113